号外
1984年8/2
アミューズメント通信
AUGUST 2, 1984

ゲームマシン

GAME MACHINE
Game Machine Magazine is published twice monthly on the 1st and 15th of the month by Amusement Press, Inc., 9-16 Kamiyamacho, Kita-ku, Osaka, 530 Japan. Subscription rate: Japan ¥7200; Overseas (air mail) - US$70.00 per year.

毎月2回（1日・15日）発行　昭和56年10月17日第3種郵便物認可　発行所　アミューズメント通信社　編集・発行人　赤木真澄　〒530大阪市北区神山町9-16（山名ビル）☎06(314)0309　定価300円　年間購読料7,200円（送料共）

"健全ＴＶ機を賭博ＴＶ機に基板交換で容易に交換可能"

参院議員会館で特殊機を前にＮＡＯ幹部役員が地行委員に説明

参院議員会館地下会議室に７月26日昼ごろ持ち込まれた特殊な改造用ＴＶゲーム機の概要

ＮＡＯの"重大な背信行為"とＪＡＭＭＡは公開質問書提出

ゲームセンター（ゲーム場）の風営化を盛り込む新風営法は目下、参議院・地方行政委員会で審議中であるが、健全なＴＶゲーム機と賭博用ＴＶゲーム機とは区別できないとする政府委員側（警察庁）は、区別できるはずであるとする地行委員に反論すべく、七月二十六日、特殊な賭博用ＴＶゲーム機を参院議員会館の地下一階会議室に用意し、日本アミューズメント・オペレーター協会（ＮＡＯ）の真鍋勝紀副会長（シグマ）と小島幸也理事（昭和遊園）がその説明に当たるという、常識では考えられない状況を作り出した。

この日の午後、真鍋副会長らは特殊機を前に、地行委の委員や通産省など関係省庁に対し、「いわゆる健全なＴＶゲーム機も基板交換でポーカーなど賭博用ＴＶゲーム機に数分間で改造できる。つまり新風営法で対象とするゲーム機は賭博性のあるものに限るべきではない」と説明している。

持ち込まれたテーブル型ＴＶゲーム機で、最初に「ザ・ギネス」を画面に出し操作できる点を確めた上で、操作盤と基板を本体のダブルコネクターから取りはずし、次に賭博用「ポーカー」基板を入れ、同じダブルコネクターにつけ「ポーカー」を実演して見せたわけである。

もちろんこれは、あらかじめコネクターで接続できるよう改造されている特殊な賭博機で、一般のオペレーターには入手不可能とされているもの。今回の説明の論理でいくと、占い機を含めどんなＴＶゲーム機形式のもの（ブラウン管を有するもの）も賭博用に改造できることになる。

風営化反対だったはずのＮＡＯ幹部役員によるこれらの言動の意味は不可解であるが、風営化絶対反対の立場をとる日本アミューズメントマシン工業協会（ＪＡＭＭＡ）は今回の事件を重く見て"重大な背信行為"と受けとり、ＮＡＯ内田会長に対する公開質問書を作成、七月二十七日午後六時内田会長に手渡した。

内田会長はこれに対し、いずれ文書で回答するとし、現時点ではノーコメントである、としている。この公開質問書の全文は次のとおりである。

ゲームセンターの風営化をめぐる貴協会の態度について（公開質問）

前略　弊協会は、今回の風営法改正がゲームセンターを新たに風俗営業とすることに関しては筋違いも甚だしいと考え、ゲームセンターの風営化には絶対反対の立場で臨んでおります。

ところで、貴協会は風営法改正が提起された際に示されていたゲームセンターの風営化絶対反対の立場を、三月初旬『諸般の情勢から』との説明の下にこれを変更し、法案に対して協会としては反対をしないことを決議されました。しかしながら、本来ゲームセンターは風俗営業であるべきではないとして、弊協会の法案反対運動に側面から協力を約束（三月三十日、風営法改正問題をめぐる三協会代表理事懇談会）され、かつ、その後の貴協会理事会等においても貴殿はこの基本姿勢に変更のないことをうかがわせる言辞を述べられております。

しかるに昨今（特に七月二十六日）、貴協会の風営法改正問題に関する態度について、さまざまの矛盾点、疑問点が見受けられます。従いまして、誠に勝手な申し出ではございますが、火急の用件と致しまして下記のとおり公開で質問させていただきますので、貴殿ご自身のご判断で折り返し文書をもってご回答賜りたいと存じます。

なお、ご回答なき場合は、貴協会との関係を断たざるを得なくなることを危惧致すものであります。

記

質問1　三月二十九日付、通産省あての貴協会（以下「ＮＡＯ」と略す）の文書「風営法改正について」の中で、要するにＮＡＯは新風営法自体に反対を唱えるものでなく、従って法改正後の手続き等について警察庁と相談している、とし、事実上今回の風営法改正に賛成の立場を表明していますが、この考えを変更することはできるでしょうか、あるいは、できないでしょうか（この点については特にだれにでもわかるようにお答え下さい）。

質問2　ＮＡＯ宮原常務理事は、「ゲームセンターが風営化されればゲームセンターもゲーム機も減り、過当競争がなくなるから、それでいいのではないか」と発言したとの噂が流布されておりますが、それは事実でしょうか。もし事実なら、それは貴殿のお考えと同じでしょうか。

質問3　ＮＡＯ真鍋副会長と小島理事は、七月二十六日に参議院議員会館地下一階会議室において特別製の賭博機等を前にして参院地方行政委員の諸先生に対し、(1)どんな健全なビデオゲーム機も賭博機に容易に変更し得る、(2)どんなビデオゲーム機も賭博機に使用できるとの警察庁の誤った見解をそのまま裏付けようとする説明をしているが、(イ)こういうことを貴殿は承知されていたのでしょうか、(ロ)もし、承知されていたとしたら、先の側面協力の約束に反する背信行為となるのではないでしょうか、(ハ)上記機械は、説明されたご当人である真鍋副会長と小島理事が持ち込んだものと思われるが、相違ございませんか、(ニ)上記場所で真鍋副会長らは「ザ・ギネス」を賭博用「ポーカー」に数分間で改造できると説明し、現に全国で営業している数十万台の健全なビデオゲーム機が、ことごとく、数分間で賭博用ポーカーゲーム機に改造され得るとの誤った認識を、議会（つまり全国民）に植え付けようとしたわけであるが、全国のオペレーターに対し同じ説明ができるのでしょうか、(ホ)このような誤った警察庁見解をＮＡＯ幹部役員が裏付けようとする行為は、賭博機の規制に懸命の努力を行っている健全な業界人を侮辱し、善良な国民に対して重大な誤解をもたらす反社会的行為と考えられるが、貴殿はこういう事実についてどう考えられるのでしょうか。

以上、できるだけ明確なご回答を重ねてお願い申し上げます。

草々

ＪＡＭＭＡからＮＡＯあて７月27日の公開質問書（１ページ目、以下省略）